

見守り 新鮮情報

近所の**空き店舗**に新しく入った店では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、**毎日のように通っていた**。数日前、血管の話聞いた後、薬を

飲むよりも血管がきれいになるという**健康食品**を「**今日が締め切り**」などと勧められ、**断りきれずに購入した**。代金約**13万円**は**高額すぎる**。クーリング・オフしたい。
(80歳代 女性)



安売りにつられて通ったら… 高額な健康食品を売りつけられた

ひとこと助言



- 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第301号（2018年2月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

沼田市消費生活センター TEL 0278-20-1500

沼田市下之町 888 番地 テラス沼田 3 階 11 番窓口

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！